# 令和2年度

国有財産の増減及び現在額に関する説明書国有財産の無償貸付状況に関する説明書

(第 207 回 国 会 提 出)

この説明書は、国有財産法(昭和23年法律第73号)第34条第2項 及び第37条第2項の規定に基づき、令和2年度国有財産増減及び 現在額総計算書及び令和2年度国有財産無償貸付状況総計算書に添 付されるものである。

# 目 次

		頁
令和 2	2年度国有財産の増減及び現在額に関する説明書	• 1
第1	1 序 説	• 1
第2	2 国有財産の現在額	. :
第3	3 国有財産の増減額	. (
令和 2	2 年度国有財産の無償貸付状況に関する説明書	•22
第1	1 序 説	•22
第2	2 無償貸付財産の現在額	.22
第3	3 無償貸付財産の増減額	•24

# 備考

この説明書中各表の数字は、単位未満を切り捨てたので、合計欄の数字と内訳の計とは、 必ずしも一致しない。

また、「0」は単位未満を示し、「─」は該当がないことを示し、「△」は減を示している。

# 令和2年度国有財産の増減及び現在額に関する説明書

#### 第1序 説

本説明書は、国有財産法(昭和23年法律第73号)第34条第2項の規定に 基づき、令和2年度の国有財産の増減及び現在額の内容等を説明するもので ある。

まず、国有財産の増減及び現在額の説明に入る前に、いかなる財産を国有 財産として整理しているか、その増減及び現在額はいかにして作成され、い かなる性質を有する数字であるかについて簡単に説明することとする。

#### (国有財産の範囲)

1 一般に国有財産という場合には、国が所有するすべての財産が含まれる ことはいうまでもないが、国有財産法において「国有財産」とは、同法第2 条及び同法附則第4条に規定する次の範囲の財産に限られている。

#### 不動産 (1) 土地

- (2) 土地の定着物(建物、立木竹等)
- 動 産 (1) 船舶、浮標、浮桟橋及び浮ドック並びに航空機
  - (2) 不動産及び上記動産の従物(例えば、建物に附属した照明 装置、冷暖房装置、通信装置、昇降機等)
- (3) 旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び 重要な器具で、現に財務省所管普通財産となっているもの その他の財産
  - (1) 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利(例えば、租鉱権等)

- (2) 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ず る権利(例えば、意匠権等)
- (3) 株式、新株予約権、社債(特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。)、 地方債、信託の受益権及びこれらに準ずるもの並びに出資による権利

ただし、国が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的 のために臨時に所有するものを除く。

#### (国有財産の分類及び種類)

- 2 国有財産には、所有目的、用途によって次のような分類及び種類が設けられており、分類及び種類に応じて管理及び処分の態様を異にしている。
- (1) 国有財産は、行政財産と普通財産に分類される。

行政財産は、行政目的に供される国有財産で、更に用途別に次の種類 に分けられる。

- イ 公 用 財 産 国において国の事務、事業(後述の森林経営用財産に係るものを除く。)又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの(例えば、庁舎、国家公務員宿舎等の土地、建物、工作物等)
- ロ 公 共 用 財 産 国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定したもの(例えば、国有で国が管理している公園、広場、道路、河川、海浜地等)

- ハ 皇 室 用 財 産 国において皇室の用に供し、又は供するものと決 定したもの(例えば、皇居、御所、御用邸、陵墓等)
- 二 森林経営用財産 国において森林経営の用に供し、又は供するもの と決定したもの(例えば、国有林等)
- (2) 普通財産は、行政財産以外の一切の国有財産をいう。

## (国有財産の管理及び処分のしくみ)

3 国有財産の管理とは、国有財産の取得、維持、保存及び運用をすることであり、処分とは、売払、交換、譲与等をすることであるが、この管理及び処分に当たる機関は、行政財産と普通財産とで異なっている。

すなわち、行政財産については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長(国有財産法では、これらを「各省各庁の長」という。)が、その所管に属する行政財産の管理者となっている。

普通財産については、原則として財務大臣が管理及び処分を行うこととなっている。ただし、国債整理基金特別会計等 10 の特別会計に所属する財産及び財務大臣に引き継ぐことが不適当な財産については、当該財産を所管する各省各庁の長が管理及び処分を行うこととなっている。

なお、行政財産、普通財産を通じ国有財産全体としての適正な管理及び 処分を図るための権能(国有財産の総括権)は、財務大臣にある。

# (国有財産増減及び現在額総計算書の性格)

4 (1) 国有財産増減及び現在額総計算書(以下「総計算書」という。)は、国有財産法の規定により、各省各庁の長が作成した国有財産増減及び現在額報告書(以下「報告書」という。)に基づいて財務大臣が作成したものであり、1会計年度間における国有財産の増減及び当該年度末にお

ける国有財産の現在額を示すものである。

(2) 国有財産は、原則としてすべて国有財産台帳に記載されるが、国有財産法第38条の規定に基づき、公園、広場を除く公共用財産(道路、河川、海浜地等)及び一般会計に属する普通財産のうち都道府県道又は市町村道の用に供するため貸し付けた財産は、例外としてこれに記載されず、したがって、総計算書及び報告書にも計上されていない。

これら国有財産台帳に記載されていない公共用財産等のうち、道路、河川、海浜地等で道路法(昭和27年法律第180号)、河川法(昭和39年法律第167号)、海岸法(昭和31年法律第101号)等が適用される公共の用に供する財産については、各々の法律に基づき、その所管大臣が現状を明らかにすることとされている。

なお、国有財産台帳に記載されていない国有財産としていわゆる脱落地があるが、実態把握の都度、逐次台帳に記載している。

- (3) 国有財産台帳に記載されている財産は、原則としてすべて総計算書 及び報告書に計上されるが、国有財産法附則第2条の規定に基づき、 外国に所在する財産(在外公館等を除く。)の計上は省略されている。
- (4) 国有財産台帳に記載される価格については、原則として取得価格主義が採用されている。すなわち、国有財産を新たに台帳に記載する場合の価格は、購入によるものは購入価格、交換によるものは交換当時の評定価格、収用によるものは補償金額、租税の物納によるものは収納価格、代物弁済によるものは当該物件により弁済を受けた債権の額によることになっている。

国有財産台帳に記載される価格については、原則として地価、物価 等の変動に伴う修正を行うため、毎年3月31日現在の現況において 評価を行い、その評価額により改定(以下「価格改定」という。)を行っている。

#### 第2 国有財産の現在額

#### (総 額

1 国有財産の令和2年度末における現在額は、117兆2,598億円である(令和2年度総計算書3頁参照)。

#### (分類別、種類別現在額)

2 令和2年度末現在の国有財産の現在額を分類別、種類別にみると第1表 のとおりである(令和2年度総計算書3頁~9頁参照)。

〔第1表〕 令和2年度末国有財産分類別・種類別現在額

5	<del>}</del>	類		種	類		価	格	割 合
行		政		財		産		百万円 25,973,489	% 22.2
公		用		財		産		20,174,177	(17.2)
公	ŧ	<del>Ļ</del>	用	貝	才	産		800,569	(0.7)
皇	2	室	用	貝	才	産		711,932	(0.6)
森	林	経	営	用	財	産		4,286,810	(3.7)
普		通		財		産		91,286,311	77.8
4	Ì				計			117,259,801	100.0

#### (1) 行政財産

行政財産は、国有財産総額の22.2%を占めている。

# イ公用財産

公用財産は、国有財産総額の17.2%であって、その主なものは、 防衛施設7兆9,279億円、空港施設1兆7,645億円、国会施設1兆 2,802億円、刑務所、拘置所、少年院等の矯正施設7,696億円、裁判 所施設6,596億円及び石油備蓄施設4,266億円である。

#### 口 公共用財産

公共用財産は、国有財産総額の0.7%であるが、本総計算書に計上されている公共用財産は国有財産台帳に記載されている公園、広場であり、国有財産台帳に記載されない道路、河川、海浜地等の敷地は含まれていない。

公園、広場のうち主なものは、皇居外苑 1,787 億円、新宿御苑 998 億円、国営昭和記念公園 848 億円、京都御苑 745 億円及び国営東京臨 海広域防災公園 659 億円である。

#### ハ 皇室用財産

皇室用財産は、国有財産総額の 0.6% であって、その主なものは、 皇居 3,687 億円、赤坂御用地 2,147 億円、京都御所 514 億円、高輪皇 族邸 196 億円及び常盤松御用邸 190 億円である。

#### 二 森林経営用財産

森林経営用財産は、国有財産総額の3.7%であって、4兆2,868億円である。

# (2) 普通財産

普通財産は、国有財産総額の77.8%であって、その主なものは、財務省所管に係るもの82兆4,902億円、厚生労働省所管に係るもの5兆5,672億円、経済産業省所管に係るもの1兆7,033億円、国土交通省所管に係るもの9,268億円及び防衛省所管に係るもの2,157億円である。

# (区分別現在額)

3 令和2年度末現在の国有財産の現在額を区分別にみると第2表のとおりであって、政府出資等が総額の72.6%を、土地が17.0%を占め、次いで建物2.9%、立木竹2.8%、工作物2.2%の順となっている(令和2年度総計算書3頁参照)。

〔第2表〕 令和2年度末国有財産区分別現在額

	区	分		数 量単 位	数	量	価	格	割合
土			地	千 平 方 メートル	87,68	80,952	19,9	百万円 902,235	% 17.0
		樹	木	千 本		6,657		71,201	(0.1)
₩.	木 竹	立立	木	千 立 方メートル	1,23	33,418	3,	192,149	(2.7)
<u>M</u> .	A 11	竹		手 東		733		749	(0.0)
		計					3,2	264,100	2.8
7 12.	4.6.	建面	積	千 平 方 メートル	4	26,603	3,4	117,249	2.9
建	物	延べ面	積	千 平 方 メートル	Ę	58,602			
工	f	乍	物				2,	588,409	2.2
機	械	器	具					0	0.0
		汽	船	隻 千トン		1,009 261	2	294,136	(0.3)
船	舟白 ・	艦	船	隻 手 ト ン		329 547	1,2	292,456	(1.1)
		雑	船	隻		998		2,235	(0.0)
		計		隻		2,336	1,	588,827	1.4
航	2	Ċ C	機	機		1,566	1,0	057,296	0.9
地	上	権	等	千 平 方 メートル		3,070		2,881	0.0
特	許	権	等	千 件		1,879		1,416	0.0
政	府占	出資	等				85,	181,205	72.6
不真	動産の信	託の受益	拴権	件		2	2	256,180	0.2
É	<u>}</u>	Ī	<b>†</b>				117,2	259,801	100.0

- (注) 1 樹木とは、庭木その他材積を基準として、その価格を算定し難いものをいう。
  - 2 立木とは、材積を基準として、その価格を算定するものをいう。
  - 3 束とは、1メートルなわ締の竹の量をいう。
  - 4 船舶のトン数は、汽船については総トン、艦船については排水トンで表示している。

#### (1) 十. 地

土地の総額は87,680百万平方メートル、19兆9,022億円であり、この面積は、国土面積377,975百万平方メートルの約23.2%に相当する。

土地のうち、行政財産は86,664百万平方メートル、14兆8,807億円であり、普通財産は1,016百万平方メートル、5兆215億円である。

行政財産のうち、面積の主なものは、農林水産省所管の森林経営用財産85,308百万平方メートル(1兆566億円)であり、価格の主なものは、公用財産12兆4,641億円(1,200百万平方メートル)であって、防衛省所管の4兆2,449億円(1,011百万平方メートル)、国土交通省所管の1兆6,497億円(89百万平方メートル)及び財務省所管の1兆5,131億円(8百万平方メートル)である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の787百万平方メートル、4兆8,783億円、農林水産省所管の226百万平方メートル、889億円及び国土交通省所管の2百万平方メートル、351億円である。

# (2) 立 木 竹

立木竹の総額は3兆2,641億円であって、行政財産は3兆2,505億円であり、普通財産は135億円である。

行政財産の主なものは、農林水産省所管の森林経営用財産 3 兆 1,759 億円である。

また、普通財産の主なものは、環境省所管の73億円である。

# (3) 建物

建物の総額は延べ面積(以下「延べ」という。)58百万平方メートル、3 兆 4,172億円であって、行政財産は延べ48百万平方メートル、2兆 9,217億円であり、普通財産は延べ9百万平方メートル、4,955億円であ る。 行政財産の主なものは、公用財産延べ47百万平方メートル、2兆8,569億円であって、防衛省所管の延べ17百万平方メートル、9,290億円、財務省所管の延べ9百万平方メートル、4,777億円及び法務省所管の延べ6百万平方メートル、4,099億円である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の延べ6百万平方メートル、3,432億円及び防衛省所管の延べ3百万平方メートル、1,224億円である。

#### (4) 工作物

工作物の総額は2兆5,884億円であって、行政財産は2兆2,707億円であり、普通財産は3.177億円である。

行政財産の主なものは、公用財産2兆1,413億円であり、国土交通省所管の8,249億円、防衛省所管の4,550億円及び経済産業省所管の3,584億円である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の 2,198 億円及び防衛省所 管の 904 億円である。

#### (5) 機械器具

機械器具の総額は24円であって、そのすべてが財務省所管一般会計の普通財産である。機械器具は、旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具であり、国有財産法附則第4条の規定によって国有財産とされている。

## (6) 船 舶

船舶の総額は2,336 隻、1 兆 5,888 億円であって、行政財産は2,309 隻、1 兆 5,883 億円であり、普通財産は27 隻、4 億円である。

行政財産の主なものは、公用財産 2,231 隻、1 兆 5,883 億円であって、防衛省所管の 474 隻、1 兆 2,921 億円及び国土交通省所管の 1,517 隻、2,763 億円である。

また、普通財産の主なものは、防衛省所管の12隻、4億円である。

#### (7) 航空機

航空機の総額は1,566機、1兆572億円であって、行政財産は1,563機、1兆571億円であり、普通財産は3機、1億円である。

行政財産はすべて公用財産であって、その主なものは、防衛省所管の 1,376 機、9,913 億円及び国土交通省所管の 104 機、579 億円である。

#### (8) 地上権等

地上権等(地上権、地役権、鉱業権等)の総額は3百万平方メートル、28億円であって、行政財産は3百万平方メートル、28億円であり、普通財産は1千平方メートル、5百万円である。

行政財産の主なものは、公用財産3百万平方メートル、28億円であって、環境省所管の地上権2百万平方メートル、20億円である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の地役権 0.1 千平方メートル、4 百万円である。

#### (9) 特許権等

特許権等(特許権、著作権、商標権、実用新案権等)の総額は1,879千件、14億円であって、行政財産は1,879千件、13億円であり、普通財産は0.1千件、0.4億円である。

行政財産はすべて公用財産であって、その主なものは、国土交通省所 管の著作権 1,875 千件、12 億円である。

また、普通財産の主なものは、農林水産省所管の著作権1件、0.4億円である。

## (10) 政府出資等

政府出資等の総額は国有財産総額の72.6% に及ぶ85兆1,812億円であって、その99.5% に当たる84兆7,436億円は、国が特別の法律(国際条約を含む。)の規定に基づいて独立行政法人等に対して出資等を行った

ことにより取得した出資による権利、株式等の普通財産である。

また、総額のうち、一般会計は55 兆 9,080 億円、特別会計は29 兆 2,731 億円である。

一般会計からの出資の主なものは、独立行政法人日本高速道路保有・ 債務返済機構(10 兆 1,226 億円)、独立行政法人国際協力機構(10 兆 837 億円)、株式会社日本政策金融公庫(7 兆 5,686 億円)及び国際開発協会 (3 兆 1,905 億円)への出資である。

特別会計からの出資の主なものは、外国為替資金特別会計から国際通貨基金(4兆6,821億円)、年金特別会計から全国健康保険協会(4兆1,850億円)、財政投融資特別会計から株式会社日本政策投資銀行(3兆6,410億円)、財政投融資特別会計から日本電信電話株式会社(3兆5,816億円)及び財政投融資特別会計から株式会社国際協力銀行(3兆94億円)への出資である。

その他の政府出資等は、エネルギー対策特別会計所有株式(4,291 億円)、租税物納等により取得した株式等(83 億円)である。

#### (11) 不動産の信託の受益権

不動産の信託の受益権の総額は2件、2,561 億円であって、そのすべてが財務省所管一般会計の普通財産である。

# (所管別現在額)

4 令和2年度末現在の国有財産の現在額を所管別にみると第3表のとおりである。

総額の72.1%に当たる84兆5,695億円が財務省所管に係るものであって、その97.5%は普通財産82兆4,902億円(主として政府出資等76兆7,889億円)である。

次に、防衛省所管に係るものが総額の6.9%、8兆1,437億円(主として

一般会計の公用財産7兆9.279億円)である。

以下、厚生労働省所管 6 兆 749 億円(主として年金特別会計の普通財産 5 兆 1,411 億円)、農林水産省所管 4 兆 6,968 億円(主として一般会計の森 林経営用財産 4 兆 2,868 億円)、国土交通省所管 4 兆 3,653 億円(主として 自動車安全特別会計の公用財産 1 兆 8,414 億円)の順となっている。

〔第3表〕 令和2年度末国有財産所管別現在額

所	:			管	行	政則	才 産	<u> </u>	普	通貝	才 産	r .	台		言	†
וללו				B	価	格	割	合	価	格	割	合	価	格	割	台
衆		議		院	8	百万円 92 <b>,</b> 643		% 3.4		百万円		% —	8	百万円		% 0 <b>.</b> 8
参		議		院	3	87,626		1.5		_		_	3	87,626		0.3
最	高	裁	判	所	6	59,655		2.5		_		_	6	59,655		0.6
会	計	検	查	院		2,337		0.0		_		_		2,337		0.0
内				閣		42,882		0.2		_		_		42,882		0.0
内		閣		府	1,7	54,766		6.8		9,492		0.0	1,7	64,258		1.5
総		務		省	1	69,761		0.7		50		0.0	1	69,812		0.1
法		務		省	1,4	34,284		5.5		10,199		0.0	1,4	44,483		1.2
外		務		省	4	59,992		1.8		2 <b>,</b> 640		0.0	4	62,632		0.4
財		務		省	2,0	79,265		8.0	82,4	90,240	9	90.4	84,5	69,506	7	72.1
文	部	科	学	省	3	43,899		1.3	1	88,812		0.2	5	32,712		0.5
厚	生	労	働	省	5	07,622		2.0	5,5	67,296		6.1	<b>6,</b> 0	74,919		5.2
農	林	水	産	省	4,5	66,505	]	17.6	1	30,326		0.1	4,6	96,831		4.0
経	済	産	業	省	7	20,446		2.8	1,7	03,305		1.9	2,4	23,751		2.1
玉	土	交	通	省	3,4	38,501	]	13.2	9	26,883		1.0	<b>4,</b> 3	65,384		3.7
環		境		省	5	85,299		2.3		41,300		0.0	6	26,599		0.5
防		衛		省	7,9	27,999	3	30.5	2	215,763		0.2	8,1	<b>43,</b> 762		6.9
î	合		言	†	25,9	73,489	10	0.00	91,2	86,311	10	0.00	117,2	59,801	10	0.00

#### (会計別現在額)

- 5 令和2年度末現在の国有財産の現在額を会計別にみると第4表のとおりであり、一般会計は国有財産総額の72.8%、85兆4,113億円、特別会計は27.2%、31兆8,484億円である。
- 一般会計の行政財産は23兆4,789億円であって、公用財産が75.3%の17兆6,796億円を占め、次いで森林経営用財産4兆2,868億円、公共用財産8,005億円、皇室用財産7,119億円となっている。
- 一般会計の普通財産は 61 兆 9,324 億円であって、その 99.4% は財務省 所管に係るもの 61 兆 5,606 億円(主として政府出資等 55 兆 9,080 億円)である。

また、特別会計の行政財産は2兆4,945億円であって、その主なものは、自動車安全特別会計の公用財産1兆8,414億円、エネルギー対策特別会計の公用財産4,268億円、労働保険特別会計の公用財産1,286億円及び特許特別会計の公用財産928億円である。

特別会計の普通財産は29兆3,538億円であって、その99.7%に当たる29兆2,731億円が政府出資等である。その主なものは、財政投融資特別会計の14兆4,577億円、年金特別会計の5兆1,351億円、外国為替資金特別会計の4兆6,821億円、エネルギー対策特別会計の1兆5,730億円及び国債整理基金特別会計の1兆3.696億円である。

なお、令和2年度末において、国有財産を有する特別会計は10会計である。

# 〔第4表〕 令和2年度末国有財産会計別現在額

		分叛				行		政		財			産		普	通 財	産	合	計
<i>£</i>		類.	重類	公月	用 財 産	至 公	共用財産	皇室	用財産	森林総	Y E E E E E E E E E E E E E E E E E E E		計		価	格	割合	   価 格	割合
		計	XX.	価	格			価	格	価	格	価	格	割合	ІІЩ				
_	般	会	計		百万 17,679,60		百万円 800 <b>,</b> 569		百万円 711 <b>,</b> 932		百万円 4 <b>,</b> 286 <b>,</b> 810		百万円 23 <b>,</b> 478 <b>,</b> 918	90.4		百万円 61,932,433	67.8	百万円 85,411,351	72.8
	「国債整理	基金特別	別会計		_	_	_		_		_		_	(—)		1,369,634	(1.5)	1,369,634	(1.2)
6.4-	財政投層	独資 特 別	] 会 計		-	_	_		_		_		_	(—)		14,506,416	(15.9)	14,506,416	(12.4)
特	外国為替	資金特別	別会計		_	_	_		_		_		_	(—)		4,682,112	(5.1)	4,682,112	(4.0)
	エネルギ	一対策特別	別会計		426,81	8	_		_		_		426,818	(1.6)		1,573,382	(1.7)	2,000,200	(1.7)
別	労働保	険 特 別	会 計		128,66	7	_		_		_		128,667	(0.5)		421,464	(0.5)	550,131	(0.5)
	年金	特別:	会 計		4,82	80	_		_		_		4,820	(0.0)		5,141,115	(5.6)	5,145,935	(4.4)
会	食料安定	供給特別	削会計		_	_	_		_		_		_	(—)		1,170	(0.0)	1,170	(0.0)
	特許	特別:	会 計		92,80	7	_		_		_		92 <b>,</b> 807	(0.4)		969	(0.0)	93,776	(0.1)
計	自動車第	安全特別	] 会 計		1,841,45	3	_		_		_		1,841,453	(7.1)		911,537	(1.0)	2,752,990	(2.3)
	東日本大震	<b>溪災復興特</b>	別会計			3	_		_		_		3	(0.0)		746,076	(0.8)	746,080	(0.6)
		計			2,494,57	1	_		_		_		2 <b>,</b> 494 <b>,</b> 571	9.6		29,353,878	32.2	31,848,449	27.2
	合		計		20,174,17	7	800,569		711,932		4,286,810		25 <b>,</b> 973 <b>,</b> 489	100.0		91,286,311	100.0	117,259,801	100.0

#### 第3 国有財産の増減額

#### (増減額の概要)

1 国有財産の令和2年度中の

総増加額は 11 兆 4,045 億円

総減少額は 4 兆 160 億円

であって差引き 7 兆 3,885 億円

の純増加となっている(令和2年度総計算書3頁参照)。

この総増減額から国有財産の台帳価格改定の結果による増減額を差し引いた国有財産の令和2年度中の増加額は7兆2,773億円、減少額は5,819億円であって、差引き6兆6,953億円の純増加となっている。

#### (分類別、種類別増減額)

2 令和2年度における国有財産の増減額を分類別、種類別にみると第5表 のとおりである(令和2年度総計算書3頁~9頁参照)。

また、この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額 は第6表のとおりであって、価格改定による増減額は第7表のとおりであ る。

〔第5表〕 令和2年度国有財産分類別・種類別増減額

	/ 集石	. 44	類			増				減			差	引
7	分類	• 性	!親		価	格	割	合	価	格	割	合	価	格
行	政					百万円 2 <b>,</b> 046 <b>,</b> 705	1	% 17 <b>.</b> 9		百万円 1 <b>,</b> 338 <b>,</b> 999	3	% 33.3		百万円 707 <b>,</b> 705
公	用		財	産		1,715,208	(15	5.0)		1,066,554	(26	5.6)		648,654
公	共	用	財	産		32,709	((	).3)		21,494	((	).5)		11,214
皇	室	用	財	産		16,574	((	).1)		2,462	((	).1)		14,112
森	林 経	営	用財	産		282,212	(2	2.5)		248,488	(6	5.2)		33,724
普	通	ļ	け	産		9,357,829	8	32.1		2,677,031	6	66.7		6,680,797
合			i	†		11,404,534	10	0.00		4,016,031	10	0.00		7,388,503

〔第6表〕 令和2年度国有財産分類別・種類別増減額 (価格改定による増減額を除いたもの)

	分 類	. #	- 米石			増				減			差	引
	刀規	* 1/19	以		価	格	割	合	価	格	割	合	価	格
						百万円		%		百万円		%		百万円
行	政	ţ	材	産		1,351,157	1	.8.6		164,932	2	28.3		1,186,224
公	用		財	産		1,228,980	(16	5.9)		140,541	(24	1.1)		1,088,438
公	共	用	財	産		19,834	(0	).3)		7,935	(1	.4)		11,899
皇	室	用	財	産		1,601	(0	(0.0		42	((	(0.0		1,558
森	林 経	営	用財	産		100,741	(1	.4)		16,413	(2	2.8)		84,327
普	通	ţ	材	産		5,926,213	8	31.4		417,054	7	71.7		5,509,159
合			i	†		7,277,371	10	0.00		581,986	10	0.00		6,695,384

〔第7表〕 令和2年度国有財産分類別・種類別増減額 (価格改定によるもの)

	△ ※百	• 種 類		増			減		差	引
7	万 類	・性 類		価 格	割合	価	格	割合	価	格
行	政	財	産	百万円 695 <b>,</b> 547	% 16.9		百万円 1,174,066	% 34.2	Δ	百万円 478 <b>,</b> 519
公	用	財	産	486,228	(11.8)		926,013	(27.0)	Δ	439,784
公	共	用 財	産	12,874	(0.3)		13,559	(0.4)	Δ	684
皇	室	用 財	産	14,972	(0.4)		2,419	(0.1)		12,553
森	林 経	営用財	産	181,471	(4.4)		232,074	(6.8)	Δ	50,603
普	通	財	産	3,431,616	83.1		2,259,977	65.8		1,171,638
合		Ē	+	4,127,163	100.0		3,434,044	100.0		693,119

# (区分別増減額)

3 令和2年度における国有財産の増減額を区分別にみると第8表のとおりである(令和2年度総計算書3頁参照)。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第9表のとおりであって、増加した主なものは、政府出資等5兆4,636億円(5兆6,760億円増加、2,123億円減少)及び航空機3,729億円(4,006億円増加、277億円減少)であり、減少したものは、不動産の信託の受益権142億円(142億円減少)である。また、価格改定による増減額は第10表のとおりである。

〔第8表〕 令和2年度国有財産区分別増減額

区				分	数		量		Þ	曽				減		差			引
				ガ	単		位	数量	価	格	割(	台	数量	価 格	割合	数	量	価	格
土				地	千平力	方メー	トル	28,218		百万円 813 <b>,</b> 988		% 7.1	20,278	百万円 245 <b>,</b> 024	% 6.1		7,940		百万円 568 <b>,</b> 964
		樹		木	手		本	49		744	(0	.0)	58	3,263	(0.1)	Δ	8	Δ	2,518
立。	木 竹・	立		木	千立之	方メー	トル	16,069		268,070	(2	2.4)	5,606	226,522	(5.6)		10,463		41,548
11.	l 11		竹		手		束	(		0	(0	(0.0)	0	15	(0.0)	Δ	0	Δ	15
			計							268,815		2.4		229,801	5.7				39,013
建	物。	建	面	積	千平之	方メー	トル	653		195,628		1.7	347	203,349	5.1		306	Δ	7,720
		延	べ面	積	千平方	方メー	トル	1,072					667				405		
工		作		物						372,008		3.3		331,811	8.3				40,197
機	械		器	具						_		_		_	_				-
		汽		船	手	隻ト	ン	70 33		87,713	(0	.8)	68 19	75,846	(1.9)		2 14		11,867
船	舶,	艦		船	手	隻ト	ン	16 31		221,035	(1	.9)	11 16	174,315	(4.3)		5 15		46,720
		雑		船		隻		62		654	(0	.0)	67	695	(0.0)	Δ	5	Δ	41
			計			隻		148		309,403		2.7	146	250,857	6.2		2		58,546
航		空		機		機		54		400,662		3.5	89	352,982	8.8	Δ	35		47,680
地	上		権	等	千平力	方メー	トル	402		429		0.0	0	24	0.0		402		405
特	許		権	等	千		件	34		131		0.0	1	205	0.0		32	Δ	73
政	府	出	資	等						9,040,634	7	9.3		2,387,723	59.5				6,652,910
不動	産の	信託	の受益	権		件		_		2,831		0.0	1	14,251	0.4	Δ	1	Δ	11,420
合			ij	<b>†</b>						11,404,534	10	0.0		4,016,031	100.0				7,388,503

〔第9表〕 令和2年度国有財産区分別増減額 (価格改定による増減額を除いたもの)

区				分	数		量		増						減				Ž	套		引
				<i>)</i> ]	単		位	数量	価	格	割	合	数	量	価	格	割	合	数	量	価	格
土				地	千平;	方メー	トル	28,218		百万円 235 <b>,</b> 194		% 3.2		20,278		百万円 189 <b>,</b> 928		% 32.6		7,940		百万円 45 <b>,</b> 265
		[ 樹		木	手		本	49		744	((	0.0)		58		1,831		(0.3)	Δ	8	Δ	1,086
立。	木 竹	立立		木	千立	方メー	トル	16,069		87,253	(1	1.2)		5,606		16,087		(2.8)		10,463		71,166
11.	V 11		竹		千		束	0		0	((	0.0)		0		0		(0.0)	Δ	0	Δ	0
			計							87,998		1.2				17,919		3.1				70,079
建	物	∫建	面	積	千平力	方メー	トル	653		195,628		2.7		347		46,286		8.0		306		149,342
Æ	12,1		ベ面	積	千平力	方メー	トル	1,072						667						405		
工		作		物						372,008		5.1				31,759		5 <b>.</b> 5				340,248
機	械	,	器	具						_		-				_		_				_
		汽汽		船	手	隻 ト	ン	70 33		87,713	(:	1.2)		68 19		37,636		(6.5)		2 14		50,077
船	舶	艦		船	手	隻ト	ン	16 31		221,035	(;	3.0)		11 16		3,741		(0.6)		5 15		217,294
		雑		船		隻		62		654	((	0.0)		67		353		(0.1)	Δ	5		300
			計			隻		148		309,403		4.3		146		41,731		7.2		2		267,672
航		空		機		機		54		400,662		5.5		89		27,701		4.8	Δ	35		372,960
地	上		権	等	千平	方メー	トル	402		429		0.0		0		15		0.0		402		413
特	許	:	権	等	手		件	34		37		0.0		1		4		0.0		32		33
政	府	出	資	等						5,676,007		78.0				212,388		36.5				5,463,619
不動	産の	信託	の受益	<b>拴権</b>		件		_		_		-		1		14,251		2.4	Δ	1	Δ	14,251
合			į	Ħ						7,277,371	10	0.00				581,986		100.0				6,695,384

〔第10表〕 令和2年度国有財産区分別増減額 (価格改定によるもの)

	区	分		増		減		差	引
		),j		価 格	割合	価 格	割合	価	格
土			地	百万円 578 <b>,</b> 794	% 14.0	百万円 55 <b>,</b> 095	% 1.6		百万円 523 <b>,</b> 699
		(樹	木	0	(0.0)	1,432	(0.0)	Δ	1,432
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	+ <i>kk</i>	立	木	180,816	(4.4)	210,434	(6.1)	Δ	29,617
<u>M</u> .	木 竹	竹		_	(—)	15	(0.0)	Δ	15
		計		180,816	4.4	211,882	6.2	Δ	31,065
建			物	_	_	157,063	4.6	Δ	157,063
エ	f	乍	物	_	_	300,051	8.7	Δ	300,051
機	械	器	具	_	_	_	_		_
		汽汽	船	_	(—)	38,210	(1.1)	Δ	38,210
ń/\	ត់ក	艦	船	_	(—)	170,573	(5.0)	Δ	170,573
船	舶	雑	船	_	(—)	342	(0.0)	Δ	342
		計		_	_	209,126	6.1	Δ	209,126
航	2	空	機	_	_	325,280	9.5	Δ	325,280
地	上	権	等	0	0.0	8	0.0	Δ	8
特	許	権	等	94	0.0	200	0.0	Δ	106
政	府占	出資	等	3,364,626	81.5	2,175,335	63.3		1,189,291
不重	動産の信	託の受	益権	2,831	0.1	_	_		2,831
É	ì	İ	計	4,127,163	100.0	3,434,044	100.0		693,119

# (所管別増減額)

4 令和2年度における国有財産の増減額を所管別にみると第11表のとおりである。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第12表のとおりであって、増加した主なものは、財務省所管の5兆5,550億円(5兆8,446億円増加、2,895億円減少)、減少したものは、厚生労働省所管の618億円(51億円増加、669億円減少)である。

〔第11表〕 令和2年度国有財産所管別増減額

-arc				hete:	増		減		差	引
所				管	価 格	割合	価 格	割合	価	格
衆		議		院	百万円 45 <b>,</b> 898	% 0.4	百万円 4 <b>,</b> 785	% 0.1		百万円 41 <b>,</b> 112
参		議		院	20,772	0.2	1,738	0.0		19,034
最	高	裁	判	所	32,359	0.3	15,124	0.4		17,234
会	計	検	査	院	139	0.0	79	0.0		59
内				閣	2,392	0.0	1,096	0.0		1,295
内		閣		府	67,611	0.6	25,058	0.6		42,552
総		務		省	9,113	0.1	3,083	0.1		6,030
法		務		省	111,070	1.0	52,940	1.3		58,129
外		務		省	16,910	0.1	1,084	0.0		15,825
財		務		省	8,178,214	71.7	2,304,879	57.4		5,873,335
文	部	科	学	省	18,095	0.2	5,530	0.1		12,565
厚	生	労	働	省	716,734	6.3	81,900	2.0		634,833
農	林	水	産	省	301,094	2.6	267,541	6.7		33,553
経	済	産	業	省	554,080	4.9	263,164	6.6		290,915
国	土	交	通	省	388,440	3.4	313,097	7.8		75,342
環		境		省	98,206	0.9	17,628	0.4		80,578
防		衛		省	843,401	7.4	657,296	16.4		186,104
合				計	11,404,534	100.0	4,016,031	100.0		7,388,503

〔第12表〕 令和2年度国有財産所管別増減額 (価格改定による増減額を除いたもの)

司亡				MAC.	増		減		差	引
所				管	価 格	割合	価 格	割合	価	格
衆		議		院	百万円 804	% 0.0	百万円 28	% 0.0		百万円 775
参		議		院	824	0.0	102	0.0		722
最	高	裁	判	所	7,930	0.1	1,255	0.2		6,674
会	計	検	査	院	56	0.0	6	0.0		49
内				閣	413	0.0	27	0.0		386
内		閣		府	16,909	0.2	2,091	0.4		14,818
総		務		省	2,823	0.0	352	0.1		2,471
法		務		省	70,775	1.0	17,231	3.0		53,544
外		務		省	3,726	0.1	618	0.1		3,107
財		務		省	5,844,603	80.3	289,582	49.8		5,555,021
文	部	科	学	省	1,758	0.0	187	0.0		<b>1,</b> 570
厚	生	労	働	省	5,172	0.1	66,973	11.5	Δ	61,800
農	林	水	産	省	110,028	1.5	28,586	4.9		81,442
経	済	産	業	省	64,441	0.9	32,645	5.6		31,796
国	土	交	通	省	308,955	4.2	91,735	15.8		217,220
環		境		省	86,752	1.2	7,269	1.2		79,482
防		衛		省	751,393	10.3	43,292	7.4		708,100
台				計	7,277,371	100.0	581,986	100.0		6,695,384

#### (会計別増減額)

5 令和2年度における国有財産の増減額を会計別にみると第13表のとおりである(令和2年度総計算書10頁及び38頁参照)。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第14表のとおりであって、一般会計は6兆820億円(6兆5,110億円増加、4,290億円減少)の増

加、特別会計は6,133 億円(7,663 億円増加、1,529 億円減少)の増加となっている。

特別会計の増加の主なものは、財政投融資特別会計 5,405 億円、自動車 安全特別会計 1,572 億円及びエネルギー対策特別会計 639 億円、減少の主 なものは、年金特別会計 629 億円及びエネルギー対策特別会計 323 億円で ある。

〔第13表〕 令和2年度国有財産会計別増減額

			∌L	増		減		差	引
会			計	価 格	割合	価 格	割合	価	格
_	般	会	計	百万円 8 <b>,</b> 717 <b>,</b> 004	76 <b>.</b> 4	百万円 2 <b>,</b> 928 <b>,</b> 383	72.9		百万円 5 <b>,</b> 788 <b>,</b> 621
特	別	会	計	2,687,530	23.6	1,087,647	27.1		1,599,882
合			計	11,404,534	100.0	4,016,031	100.0		7,388,503

〔第14表〕 令和2年度国有財産会計別増減額 (価格改定による増減額を除いたもの)

会			計		増			減		差	引
五			ĦΙ	価	格	割合	価	格	割合	価	格
_	般	会	計		百万円 1 <b>,</b> 040	89 <b>.</b> 5		百万円 429,002	% 73 <b>.</b> 7		百万円 6,082,037
特	別	숮	計	76	6 <b>,</b> 330	10.5		152,984	26.3		613,346
合			計	7,27	7,371	100.0		581,986	100.0		6,695,384

# (増減事由)

6 国有財産の増減事由を大別すれば、国と国以外の者との間の異動と、国 の内部における異動とに分けることができる。

前者を対外的異動、後者を対内的異動とすれば、購入、売払、出資等は 対外的異動であり、所管換(各省各庁の長の間において国有財産の所管を 移すことをいう。)、所属替(同一所管内において二以上の部局等がある場 合に、一の部局等に所属する国有財産を他の部局等の所属に移すことをい う。)等は対内的異動である。

対外的異動には、増加については、歳出を伴うもの(購入、新築、新設等)と歳出を伴わないもの(租税物納等)があり、減少については、歳入を伴うもの(売払、出資金回収等)と歳入を伴わないもの(譲与、取こわし等)がある。

対内的異動は、調整上の増減、整理上の増減及び価格改定上の増減に分けることができる。

#### (1) 調整上の増減

所管換、所属替、引継、引受(引継、引受とは、各省各庁で行政財産の用途を廃止し、当該財産を財務省へ引き継ぎ、財務省がこれを引き受けることをいう。)、整理替(同一部局内において、用途変更を伴わないで所属口座に異動(分割を含む。)があることをいう。)等国有財産の管理を効率化するため国の内部で行う調整に伴う増減である。

## (2) 整理上の増減

実測(土地、建物及び工作物に適用)、実査(立木竹に適用)、誤謬訂 正、報告洩等による増減である。

# (3) 価格改定上の増減

令和3年3月31日現在で行った価格改定の結果による増減である。

7 令和2年度における国有財産の増減額を異動の内容別にみると第15表のとおりである。増加額では、対外的異動が60.9%、対内的異動が39.1%であり、減少額では、対外的異動が7.6%、対内的異動が92.4%となっている。

〔第15表〕 令和2年度国有財産増減状況

異動の内	容	増		減		差	引
異動の内	谷	価 格	割合	価 格	割合	価	格
対 外 的	異 動	百万円 6 <b>,</b> 946 <b>,</b> 121	% 60.9	百万円 306 <b>,</b> 923	% 7.6		百万円 6 <b>,</b> 639 <b>,</b> 198
歳出歳入を伴	うもの	6,650,513	(58.3)	106,607	(2.7)		6,543,906
歳出歳入を伴わた	いもの	295,608	(2.6)	200,316	(5.0)		95,292
対 内 的	異 動	4,458,413	39.1	3,709,108	92.4		749,304
調整上の	増 減	274,133	(2.4)	269,736	(6.7)		4,397
整理上の	増 減	57,116	(0.5)	5,327	(0.1)		51,788
価格改定上の	り増 減	4,127,163	(36.2)	3,434,044	(85.5)		693,119
合	計	11,404,534	100.0	4,016,031	100.0		7,388,503

#### (事由別増加額)

- 8 令和2年度における国有財産の増減額を事由別にみると第16表のとおりであって、増加額の主なものを挙げると次のとおりである。
- (1) 対外的異動によるもの

イ 出 資(現金)

5 兆 4,532 億円 現金出資による政府出資等の増である。会計別及び法人別の主なものは、次のとおりである。

(r) 一 般 会 計 株式会社

> 日本政策金融公庫 4 兆 1,158 億円 国立研究開発法人

科学技術振興機構 5,000 億円

	ı	T			( 15 )
独立行政法人	1. +14. 144.	口第	新 造	4,159 億円	船舶2,471億円(29隻)及び航空機
中小企業基盤   機構	整備 650 億円				1,687 億円(17 機)の新造である。船舶の
独立行政法人					主なものは、防衛省所管一般会計の公用
国際協力機構					財産 1,992 億円(7隻)であり、航空機の
					主なものは、防衛省所管一般会計の公用
	]本前				財産 1,657 億円 (15 機) である。
株式会社		八翁	新 設	2,498 億円	工作物の新設である。主なものは、国
日本政策投資	<b>登銀行</b> 2,200 億円				土交通省所管自動車安全特別会計の公用
株式会社					財産 726 億円である。
産業革新投資	<b>後構</b> 809 億円	二出	出 資(現	物)	
株式会社				2,161 億円	現物出資による政府出資等の増であっ
国際協力銀行	800 億円				て、その主なものは、財務省所管一般会
株式会社					計から国際開発協会に出資した 1,366 億
   海外交通・者	3市開				円及び財務省所管一般会計から国立大学
是一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	<b>後構</b> 604 億円				法人東海国立大学機構に出資した 395 億
(ハ) エネルギー対策	特別会計				円である。
独立行政法人		(2) 対内	内的異動に	こよるもの	
石油天然ガス	· 金		西格改定		
属鉱物資源機		, , , , ,		4 兆 1,271 億円	政府出資等3兆3,646億円、土地
(二) 自動車安全特別				1 / 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	5,787 億円等である。政府出資等の主な
成田国際空港 会社	!株式 299 億円				ものは、財務省所管一般会計の普通財産
(本) 東日本大震災後					1兆4,926 億円であり、土地の主なもの
株式会社	(27 (1) // 1 A H I				
	h/\dagger				は、防衛省所管一般会計の公用財産 920
日本政策金融	は公庫 16 億円				億円である。

口 所属替 1,066 億円 土地 449 億円、船舶 367 億円等である。土地の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産 229 億円であり、船舶の主なものは、国土交通省所管一般会計の公用財産 359 億円である。

ハ 引 受 862 億円 財務省所管一般会計の普通財産であり、土地 663 億円、建物 100 億円等である。

ニ 実 査 460 億円 立木竹の実査である。主なものは、農 林水産省所管一般会計の森林経営用財産 460 億円である。

# (事由別減少額)

- 9 減少額の主なものを挙げると次のとおりである。
- (1) 対外的異動によるもの

イ 資本金減少 778 億円 法令の規定に基づく独立行政法人石油 天然ガス・金属鉱物資源機構の減資など によるものである。

> すべて政府出資等であり、主なものは 財務省所管一般会計の普通財産 434 億円 である。

口 出 資(現物)

649 億円 国立大学法人の統廃合に伴う政府出資 等の減である。 ハ 出資金回収(現金)

645 億円 独立行政法人等への出資金を現金により回収したことによる政府出資等の減である。会計別及び法人別の主なものは、次のとおりである。

(イ) 年金特別会計

独立行政法人

福祉医療機構 617 億円

(ロ) 労働保険特別会計

独立行政法人

高齢・障害・求職 者雇用支援機構

21 億円

独立行政法人

福祉医療機構

5 億円

ニ 売 払 415 億円

土地 351 億円、政府出資等 36 億円等である。土地の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産 252 億円であり、政府出資等はすべて財務省所管一般会計の普通財産である。

(2) 対内的異動によるもの

イ 価格改定

3 兆 4.340 億円

政府出資等2兆1,753億円、航空機3,252億円等である。政府出資等の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産1兆3,550億円であり、航空機の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産3,038億円である。

ロ 所属替 1,018 億円 土地 400 億円、船舶 367 億円等である。土地の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産 245 億円であり、船舶の主なものは、国土交通省所管一般会計の公用財産 359 億円である。 なお、所属替において、増加額と減少

なお、所属替において、増加額と減少額とが一致しないのは、国有財産法第15条に基づき、所属を異にする会計間異動は原則有償として整理しており、引き渡す省庁又は部局は台帳価格をもって減の整理をするのに対し、受ける側の省庁又は部局は時価で評価した額をもって増の整理をするためである。

ハ 引 継 862 億円

土地 663 億円、建物 100 億円等である。土地の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産 497 億円、建物の主なものは、防衛省所管一般会計の普通財産 93 億円である。

二 所管換 381 億円

381 億円 土地 179 億円、建物 128 億円等である。土地の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産 117 億円であり、建物の主なものは、国土交通省所管自動車安全特別会計の公用財産 88 億円である。

なお、所管換において、増加額と減少額とが一致しないのは、国有財産法第15条に基づき、所属を異にする会計間異動は原則有償として整理しており、引き渡す省庁又は部局は台帳価格をもって減の整理をするのに対し、受ける側の省庁又は部局は時価で評価した額をもって増の整理をするためである。

# 〔第16表〕 令和2年度国有財産事由別増減額

				増									減					差	引
項				目			内		訳	項			目			内	訳	圧	-31
対外的異動					百万円	I			百万円	I 対外的異動	百万円 306 <b>,</b> 923			百万円			百万円		百万円 6,639,198
1 歳出を伴 うもの	6,650,513									1 歳入を伴 うもの	106,607								6,543,90
		(1)	購	入	153,995	5						(1)	売 払	41,558					
		(2)	売払取 の他	消そ	312	2						(2)	出資金回収 その他	65,048					
						1	売 払	解除	9						1	出資金回収 (現金)	64,522		
							分収 約解	育林契 除	303						П		526		
		(3)	埋立そ	-の他	948,399	,	/r·1/1T	710								造林契約解 除	020		
		, ,			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		埋	<u> </u>	595										
							地	均	2,588										
						ハ	収	用	_										
						=	新	植	6,947										
						ホ	移	植	0										
						^	補植	手入	34,113										
						1	新	築	106,524										
						チ	増	築	1,289										
						リ	改	築	9										
							移	築	49										
							復	旧	193										
							移從物	転割新設	29										
								月期設	579 331										
								移設											
								改設	4										
							新	設	249,843										
							増	設	25,413										
							移	設	35										

				増											減						差	引
項				E			内			訳		項			目			内		訳	产	.71
	百万円				百万		改		設	百万円 483			百万円			百万日	1			百万円		百万日
						ーナ			造	415,984												
						ラ	改		造	610												
						4	属	具耶	负付	94,511												
						ウ	属	具 移	多設	_												
						ヰ	属	具 改	女 設	_												
						1	林	道改	友 良	7,790												
						オ	設		定	429												
						ク	登		録	3												
						ヤ	創		作	34												
		(4)	修繕る	その他	94,53	9																
						1	修		繕	11,524												
							模	様	替	83,015												
		(5)	出資(	現金)	5,453,26	6																
2 歳出を わない の											2	歳入を伴 わないも の	200,316									95,2
		(1)	寄	附	2,88	0								(1)	譲 与	3,39	1					
		(2)	帰	属	55,32	8								(2)	交換その他	62						
		(3)	租税	物納	6,65	2												交	換	399		
			現 物		77	5												土地改 による	良伝 引渡	18		
			譲与		1												ハ	土地区 理法に	画整 よる	209		
			譲与			0												引渡				
		(7)	交換る	その他	63		<u></u> .		Τ/•	=							=	法によ	開発 る引	_		
							交		換	525								渡				
							エに	地改しよる打	改估 奠地	0							一本	その他 による	の法 引渡	_		
						ハ	土理換	地区回 法に。 地	画整よる	108							^	都市再 法によ 利変換	開発 る権	_		

			増								減					差	引
項			目			内	訳	J	頁		目			内	訳		31
	百万円			百万円	1.1	都市再開発 法による権 利変換	百万円			百万円		百万円	٢	その他の法 による権利 変換	百万円 —		百万日
					ホ	その他の法による権利	_				(3) 取こわしそ の他	117,140					
		(0) 中3	資(現物)	216,103		変換							1	取こわし	11,797		
			章 (5元40) 資金回収	210,103										消 滅			
		(現	(物) (活その他	13,210									ハ	租税物納取 消・撤回	184		
		(10) 1 日日	IL-C VAIR	13,210	イロ	信 託信託取消	_						_	喪 失(う ち 取得時効に よるもの)	1,014 (942)		
						信託終了	13,210						朩	伐 採	17,053		
						111 112 11 1	,						$\wedge$				
													ト				
													チ				
													IJ	模様替	4,932		
													ヌ				
														従物移設			
														従物改設			
														従物取こわ し			
														移 設			
													3	改設			
													タ	改造	31		
													レ	属具移設			
														属具改設			
													ツ	属具取こわ し	3,494		
													ネ	補植手入	_		
														林道改良			
													ラ	出資金回収 (現物)	686		
													A	出資金回収 不能	_		
													ウ	資本金減少	77,849		

		増									減						差	引
項		目			内	訳		項			目			内		訳	上	.31
	百万円		百万円			百万円			百万円	(4)	出資(現物)	百万円 64 <b>,</b> 902				百万円		百万
											信託その他	14,251						
										(0)	ITHE C VAICE	14,201	1	信	託	_		
														信託取		_		
														信託終		14,251		
Ⅱ 対内的異動	4 458 413						П 4	比的界動	3,709,108				ļ <b>'</b>	111 111 111	1	11,201		749,30
1 調整上の	274,133							調整上の										4,39
増加	214,100							減少	200,100									1,00
		(1) 所管換	37,836							(1)	所 管 換	38,168						
		(2) 所属替	106,674							(2)	所 属 替	101,813						
		(3) 引受その他	90,638							(3)	引継その他	90,769						
				1									1		継	86,221		
				口	公共物より 編入	4,416							П	公共物^ 入	編	4,548		
		(4) 整理替その	38,983		NHI /					(4)	整理替その	38,983		7				
		他	30,303							(1)	他	30,303						
				1	整 理 替	31,847							1	整 理	替	31,847		
				П	種 別 替	0							口	種 別	替	0		
				ハ	行政財産よ り組替	6,245							ハ	用途廃	止	6,245		
					用途変更								=	用途変	更	130		
					用还发史種目変更								ホ	種目変	更	761		
2 整理上の	57,116			14,	俚口及义	701	2	整理上の	5,327									51,78
増加	37,110						2	減少	0,021									51,70
		(1) 登録修正	57,116							(1)	登録修正	5,327						
					誤謬訂正								1	誤謬訂	正	3,501		
				П	新規登載	6,019							口	報 告	洩	600		
				ハ	報 告 洩	1,189							ハ	実	測	1,121		
				=	実 測	285							=	実	查	103		
				ホ	実 査	46,083												
3 価格改定 上の増加	4,127,163						3	価格改定 上の減少	3,434,044									693,11
工小加		(1) 価格改定	4 127 163					ユ マハルダング		(1)	価格改定	3 434 044						
合 計	11,404,534		4,121,100					計	4,016,031	(1)	画作以足	0,707,044					_	,388,50

# 令和2年度国有財産の無償貸付状況に関する説明書

#### 第1序 説

本説明書は、国有財産法(昭和23年法律第73号)第37条第2項の規定に 基づき、令和2年度の国有財産無償貸付状況の内容等を説明するものであ る。

#### (国有財産の無償貸付)

1 国有財産の無償貸付は、法律に基づく場合に限られている。無償貸付に ついて規定する法律は、国有財産法のほかその数は少なくないが、いずれ も主として地方公共団体等が国有財産を公共性の強い用途に供する場合に 当該地方公共団体等に無償で貸し付けることができることとしている。

例えば、国有財産法では緑地、公園、ため池、墓地等の用に供する場合、国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)では水道施設、臨港施設等の用に供する場合、道路法(昭和27年法律第180号)では都道府県道又は市町村道の用に供する場合、空港法(昭和31年法律第80号)では地方管理空港の施設の用に供する場合等に普通財産を無償で貸し付けることができることになっている。

## (国有財産無償貸付状況総計算書)

2 国有財産無償貸付状況総計算書(以下「無償貸付総計算書」という。)は、 国有財産法の規定により無償貸付等をした国有財産について、各省各庁の 長が作成した国有財産無償貸付状況報告書に基づいて財務大臣が作成した ものである。 したがって、無償貸付総計算書には、国有財産法以外の法律に基づいて 無償貸付をした国有財産は計上されていない。

国有財産法は、第22条第1項の規定により、地方公共団体、水害予防組合及び土地改良区(以下「公共団体」という。)が、普通財産を緑地、公園、ため池、用排水路、火葬場、墓地、ごみ処理施設、屎尿処理施設、と畜場、信号機等の小規模施設、生活困窮者の収容施設、災害の応急施設、地震防災の応急施設、原子力災害の応急施設又は武力攻撃事態の緊急対処保護施設の用に供する場合に、公共団体に無償で貸し付けることができることとし、更に第19条の規定により、行政財産を用途又は目的を妨げない限度において使用又は収益させる場合に、また第26条の規定により、普通財産を貸付け以外の方法により使用又は収益させる場合に、普通財産の無償貸付に係る条項(第22条)を準用することとしている。

無償貸付総計算書は、以上の規定に基づいて無償貸付等をした国有財産の状況を明らかにしたものである。

## 第2 無償貸付財産の現在額

# (総額)

1 国有財産法第22条第1項の規定(第19条及び第26条において準用する場合を含む。)により無償貸付等をした国有財産(以下「無償貸付財産」という。)の総額は、令和2年度末現在で1兆2,142億円である(令和2年度無償貸付総計算書51頁参照)。

#### (用途別現在額)

2 令和2年度末現在の無償貸付財産を用途別にみると第1表のとおりであって、公園の用に供するものが1兆1,757億円で最も多く、次いで緑地163億円、ごみ処理施設90億円、墓地31億円の順となっている(令和2年度無償貸付総計算書52頁~63頁参照)。

〔第1表〕 令和2年度末無償貸付財産用途別現在額

	用			途		件	数	価 格	割合
緑					地		件 152	百万円 16 <b>,</b> 398	% 1.4
公					園		2,578	1,175,714	96.8
た			め		池		390	1,810	0.1
用		排	水		路		352	1,957	0.2
火			葬		場		8	1,958	0.2
墓					地		72	3,164	0.3
ご	み	処	理	施	設		17	9,001	0.7
屎	尿	処	理	施	設		20	647	0.1
٤			畜		場		1	25	0.0
信	号 機	等の	小 規	模 施	設		1,234	846	0.1
災	害	の	応 急	施	設		45	1,730	0.1
地	震 防	災	の応	急 施	設		21	961	0.1
	合			計			<b>4,</b> 890	1,214,214	100.0

#### (区分別現在額)

3 令和2年度末現在の無償貸付財産を区分別にみると第2表のとおりであって、総額1兆2,142億円の99.8%に当たる1兆2,119億円が土地であり、次いで工作物8億円、建物7億円、立木竹6億円の順となっている(令和2年度無償貸付総計算書51頁参照)。

〔第2表〕 令和2年度末無償貸付財産区分別現在額

	区			分		数量単位	数	量	価	格	割	合
						- = +				百万円		%
土					地	手 平 方 メートル		63,786		1,211,928		99.8
			樹		木	千 本		70		218		(0.0)
\	*	竹	立		木	千 立 方 メートル		252		468		(0.0)
1/.	//	11		竹		束		112		0		(0.0)
				計						687		0.1
z <del>.11</del>		物	建	面	積	千 平 方 メートル		27				
建		初	延.	べ面	積	<ul><li>ギャン</li><li>ギャン</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li><li>ボック</li></ul>		43		787		0.1
工		P			物					811		0.1
1	台			i	+	件		4,890		1,214,214		100.0

# (所管別現在額)

4 令和2年度末現在の無償貸付財産を所管別にみると第3表のとおりであって、総額1兆2,142億円の93.1%に当たる1兆1,304億円が財務省所管(主として一般会計の普通財産1兆1,297億円)であり、次いで防衛省所管の322億円、文部科学省所管の265億円、環境省所管の134億円、国土交通省所管の96億円の順となっている。

〔第3表〕 令和2年度末無償貸付財産所管別現在額

Ē	听		2	管	件 数	価 格	割 合
最	高	裁	判	所	件 85	百万円 47	% 0.0
内		閣		府	73	970	0.1
総		務		省	2	0	0.0
法		務		省	146	232	0.0
財		務		省	3,162	1,130,445	93.1
文	部	科	学	省	71	26,574	2.2
厚	生	労	働	省	24	6	0.0
農	林	水	産	省	90	695	0.1
経	済	産	業	省	2	5	0.0
国	土	交	通	省	364	9,609	0.8
環		境		省	158	13,410	1.1
防		衛		省	713	32,216	2.7
î	À		İ	計	4,890	1,214,214	100.0

# (会計別現在額)

- 5 令和 2 年度末現在の無償貸付財産を会計別にみると第 4 表のとおりであって、一般会計は 99.3%、 1 兆 2,055 億円であり、特別会計は 0.7%、86 億円である。
- 一般会計では、93.8% に当たる1兆1,304 億円が財務省所管であって、 その主なものは、公園1兆1,052 億円、緑地93 億円及びごみ処理施設74 億円である。

特別会計では、98.9% に当たる 85 億円が自動車安全特別会計所属であって、その主なものは、緑地 48 億円及び公園 35 億円である。

〔第4表〕 令和2年度末無償貸付財産会計別現在額

	会				†	件	数	価 格	割 合
_		般	会		計		件 4 <b>,</b> 761	百万円 1,205,526	% 99.3
特		別	会	:	計		129	8,688	0.7
	財	政	投	融	資		2	13	(0.0)
	労	働		保	険		17	1	(0.0)
	年				金		1	0	(0.0)
	食	料写	安 定	供	給		3	75	(0.0)
	特				許		1	2	(0.0)
	自	動	車	安	全		105	8,596	(0.7)
	台	•		計			<b>4,</b> 890	1,214,214	100.0

## 第3 無償貸付財産の増減額

#### (増減額の概要)

1 無償貸付財産の令和2年度中の

総増加額は

総減少額は 2,759 億円

であって差引き 204 億円

の純増加となっている(令和2年度無償貸付総計算書51頁参照)。

# (用涂別増減額)

2 令和2年度における無償貸付財産の増減額を用途別にみると第5表のとおりである(令和2年度無償貸付総計算書52頁~63頁参照)。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第6表のとおりであって、価格改定による増減額は第7表のとおりである。

2.964 億円

この第6表のうち増減の主なものは、公園の用に供するものであって、 内訳は、貸付契約の更新(2,608 億円)による増減、新規貸付(49 億円)による増等である。

# 〔第5表〕 令和2年度無償貸付財産用途別増減額

						۵.		垟	Í			ð	或		差			引
'	Ħ				送	<u>*</u>	件数	価	格	割合	件数	価	格	割合	件	数	価	格
緑						地	件 32		5万円 5,009	% 1.0	件 32		百万円 2 <b>,</b> 425	% 0 <b>.</b> 9		件		百万円 584
公						園	501	283	,700	95.7	502	262	2 <b>,</b> 953	95 <b>.</b> 3	Δ	1	2	20,746
た			め			池	76		757	0.3	72		717	0.3		4		40
用		排		水		路	54		474	0.2	58		917	0.3	Δ	4	Δ	443
火			葬			場	1		60	0.0	1		51	0.0		_		9
墓						地	15	2	,013	0.7	15	2	2,024	0.7		_	Δ	11
ご	み	処	3	里	施	設	4	2	,800	0.9	4	2	2,718	1.0		_		82
屎	尿	処	3	里	施	設	6		133	0.0	6		134	0.0		_	Δ	0
٤			畜			場	_		_		_		_	_		_		_
信号	号機	等(	0月	、規	模旅	遊設	339		409	0.1	353		427	0.2	Δ	14	Δ	18
災	害	の	応	急	施	設	65	3	,100	1.0	68	3	3,606	1.3	Δ	3	Δ	505
地力	震防	ĵ 災	の	応:	急施	設	7		9	0.0	10		4	0.0	Δ	3		4
É	À				i	+	1,100	296	,468	100.0	1,121	275	5,981	100.0	Δ	21	4	20,486

〔第6表〕 令和2年度無償貸付財産用途別増減額 (価格改定による増減額を除いたもの)

H				冷		均	曽			Ò	咸		差			引
用				途	件数	価	格	割合	件数	価	格	割合	件	数	価	格
緑				地	件 32		5万円 2 <b>,</b> 416	% 0 <b>.</b> 9	件 32		百万円 2 <b>,</b> 406	% 0.9		件		百万円 10
公				園	501	265	,791	95.7	502	261	1,418	95.3	Δ	1		<b>4,</b> 373
た		め		池	76		714	0.3	72		713	0.3		4		1
用	排		水	路	54		448	0.2	58		904	0.3	Δ	4	$\triangle$	455
火		葬		場	1		47	0.0	1		47	0.0		-		_
墓				地	15	2	2,002	0.7	15	2	2,000	0.7		-		1

	用			2	全		t	曽			減		差			引
'	111			Ę	玉	件数	価	格	割合	件数	価 格	割合	件	数	価	格
Z"	み	処	理	施	設	件 4		百万円 2 <b>,</b> 698	% 1.0	件 4	百万円 2 <b>,</b> 698	1		件		百万円
屎	尿	処	理	施	設	6		133	0.0	6	133	0.0		_	Δ	0
٤		Ē	旨		場	_		_	_	_	_	_		_		_
信	号機	等の	小規	模が	包設	339		390	0.1	353	410	0.1	Δ	14	Δ	20
災	害	のな	忘 急	施	設	65	3	3,080	1.1	68	3,587	1.3	Δ	3	Δ	507
地	震防	災の	の応	急施	設	7		4	0.0	10	4	0.0		3	Δ	0
,	合			i	+	1,100	277	7,729	100.0	1,121	274,326	100.0		21		3,402

〔第7表〕 令和2年度無償貸付財産用途別増減額 (価格改定によるもの)

	п				<u></u>		坩	当			沙		差	引
	Ħ			Į	金	価	格	割	台	価	格	割合	価	格
緑					地		百万円 593		% 3.2		百万円 19	1.2	1	百万円 573
公					園		17,908		95.6		1,534	92.8	3	16,373
た		d	ð.		池		43		0.2		4	0.3	8	39
用		排	水	:	路		25		0.1		13	0.0	3	11
火		3	毕		場		12		0.1		3	0.2	2	9
墓					地		11		0.1		24	1.5	$ \triangle $	12
ت	み	処	理	施	設		101		0.5		19	1.2	2	82
屎	尿	処	理	施	設		0		0.0		0	0.0		0
٤		Ę	旨		場		_		_		_	_	-	_
信号	号機:	等の	小規	模加	色設		18		0.1		16	1.0		1
災	害	の原	芯 急	、施	設		20		0.1		18	1.1		1
地方	震 防	災(	の応	急旅	設		4		0.0		0	0.0		4
1	Ì			Ē	†		18,739		100.0		1,654	100.0	)	17,084

## (区分別増減額)

3 令和2年度における無償貸付財産の増減額を区分別にみると第8表のとおりである(令和2年度無償貸付総計算書51頁参照)。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第9表のとおりであって、土地の増加額が99.6%、減少額が99.7%を占めている。

また、価格改定による増減額は第10表のとおりである。

〔第8表〕 令和2年度無償貸付財産区分別増減額

区	÷	5	_	数	量		埠	自			沪	戓		差			引
	7	9.	J	単	位	数量	価	格	割合	数量	価	格	割合	数	量	価	格
							Ĕ	1万円	%		Ē	万円	%				百万円
土			地	チュメー	ドカル	8,304	295	,445	99.7	8,296	274	,859	99.6		8	20	0,586
		付樹	木	千	本	10		35	(0.0)	10		40	(0.0)	Δ	0	Δ	4
立木	-kh	立	木	チュ	立方ル	7		15	(0.0)	7		25	(0.0)		_	Δ	9
	< [1]	17	'n	千	束	0		0	(0.0)	0		0	(0.0)		_	Δ	0
		言	t					51	0.0			66	0.0			Δ	14
		建面	ī積	チュ	ア 方	9				9					0		
建	物	延^ 積	で面	チュメー	ドカル	25		755	0.3	29		748	0.3		3		7
工	11	Ė	物					215	0.1			307	0.1				91
台	Ì	計	t	4	牛	1,100	296	,468	100.0	1,121	275	,981	100.0	$\triangle$	21	20	0,486

〔第9表〕 令和2年度無償貸付財産区分別増減額 (価格改定による増減額を除いたもの)

D.	,	′\	数	量		埠	Í			海	ţ		差			引
区	2	分	単	位	数量	価	格	割合	数量	価	格	割合	数	量	価	格
						Ĕ	ī万円	%		Ĕ	万円	%				百万円
土		地	手 <sup>3</sup>  メー	平 方・トル	8,304	276	,706	99.6	8,296	273	,366	99.7		8		3,339
	(樹	木	千	本	10		35	(0.0)	10		36	(0.0)		0	Δ	0
立木	拉	木	手 <u>3</u> メー	立方	7		15	(0.0)	7		15	(0.0)		_		_
11.71	''  1	竹	千	束	0		0	(0.0)	0		0	(0.0)		_		_
		Ħ					51	0.0			51	0.0			Δ	0
		面積	🗸 —	平 方・トル	9				9				Δ	0		
建	物養積	べ面	チュメー	平方トル	25		755	0.3	29		711	0.3	Δ	3		43
エ	作	物					215	0.1			196	0.1				19
合	Ē	Ħ	1	牛	1,100	277	,729	100.0	1,121	274	,326	100.0	Δ	21		3,402

〔第10表〕 令和2年度無償貸付財産区分別増減額 (価格改定によるもの)

	\ <del>\</del> \			分			増				減			差	引
	区			刀		価	格	割(	合	価	格	割	合	価	格
土					地		百万円 18 <b>,</b> 739	100.	% .0		百万円 1 <b>,</b> 492	90	% ).2		百万円 17 <b>,</b> 246
			付樹		木		_	(—	-)		4	(0.	3)	Δ	4
4	<u> </u>	lehe	立		木		_	(—	-)		9	(0.	6)	Δ	9
立	木	竹		竹			_	(—	-)		0	(0.	0)	Δ	0
				計			_	_	-		14	(	8.0	Δ	14
建					物		_	_	-		36	2	2.2	Δ	36
工		ľ	乍		物		_	-	-		111	6	5.7	Δ	111
í	合			計			18,739	100.	.0		1,654	100	0.0		17,084

#### (所管別増減額)

4 令和2年度における無償貸付財産の増減額を所管別にみると第11表のとおりである。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第12表のとおりであって、財務省所管のものの増加額、減少額がそれぞれ88.5%、88.3%を占めている。

〔第11表〕 令和2年度無償貸付財産所管別増減額

所	î.			管		増			減		差	引
171	l			占	件数	価 格	割合	件数	価 格	割合	件数	価 格
最	高	裁	判	所	件 5	百万円 0	% 0.0	件 5	百万円 0	% 0 <b>.</b> 0	件	百万円 0
内		閣		府	16	62	0.0	18	91	0.0	$\triangle$ 2	△ 29
総		務		省	_	_	_	_	0	0.0	_	
法		務		省	45	140	0.0	41	20	0.0	4	119
財		務		省	695	262,943	88.7	682	243,625	88.3	13	19,317
文	部	科	学	省	9	466	0.2	8	84	0.0	1	381
厚	生	労	働	省	10	4	0.0	10	4	0.0	_	0
農	林	水	産	省	29	694	0.2	24	353	0.1	5	341
経	済	産	業	省	_	0	0.0	_	_	_	_	0
国	土	交	通	省	54	2,898	1.0	58	2,023	0.7	$\triangle$ 4	874
環		境		省	63	13,185	4.4	71	12,969	4.7	△ 8	216
防		衛		省	174	16,071	5.4	204	16,807	6.1	△ 30	△ 736
台	ì			計	1,100	296,468	100.0	1,121	275,981	100.0	△ 21	20,486

〔第12表〕 令和2年度無償貸付財産所管別増減額 (価格改定による増減額を除いたもの)

===	1			fortes:		増			減		差		引
所	Γ			管	件数	価 格	割合	件数	価 格	割合	件数	価	格
最	高	裁	判	所	件 5	百万円 0	% 0.0	件 5	百万円 0	% 0.0	件		百万円 0
内		閣		府	16	44	0.0	18	90	0.0	$\triangle$ 2	Δ	45
総		務		省	_	_	_	_	_	_	_		_
法		務		省	45	135	0.0	41	19	0.0	4		115
財		務		省	695	245,879	88.5	682	242,173	88.3	13		3,705
文	部	科	学	省	9	74	0.0	8	74	0.0	1		0
厚	生	労	働	省	10	4	0.0	10	4	0.0	_		_
農	林	水	産	省	29	351	0.1	24	352	0.1	5	Δ	1
経	済	産	業	省	_	_	_	_	_	_	_		_
国	土	交	通	省	54	2,285	0.8	58	2,004	0.7	$\triangle$ 4		280
環		境		省	63	12,930	4.7	71	12,959	4.7	△ 8	Δ	28
防		衛		省	174	16,023	5.8	204	16,647	6.1	△ 30	Δ	624
台	ì			計	1,100	277,729	100.0	1,121	274 <b>,</b> 326	100.0	△ 21		3,402

# (会計別増減額)

5 令和2年度における無償貸付財産の増減額を会計別にみると第13表のとおりである(令和2年度無償貸付総計算書64頁及び95頁参照)。

増加額の主なものは、一般会計では、財務省所管の 2,626 億円、特別会計では、自動車安全特別会計の 28 億円であって、減少額の主なものは、一般会計では、財務省所管の 2,431 億円、特別会計では、自動車安全特別会計の 20 億円である。

# 〔第13表〕 令和2年度無償貸付財産会計別増減額

会			計		均	曽			Ì	咸		差			引
五			ĦΙ	件数	価	格	割合	件数	価	格	割合	件	数	価	格
_	般	会	計	件 1 <b>,</b> 076		5万円 8 <b>,1</b> 87		件 1 <b>,</b> 094		百万円 3,446	99 <b>.</b> 1		件 18		百万円 9,741
特	別	会	計	24	3	3,280	1.1	27	2	2 <b>,</b> 534	0.9	Δ	3		745
台			計	1,100	296	<b>5,</b> 468	100.0	1,121	27	5,981	100.0	Δ	21	20	),486